

今月のピックアップ

令和2年11月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377
TEL:048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

《看護休暇・介護休暇が時間単位で取得可能に【令和3年1月から】》

育児や介護を行う労働者が更に柔軟に子の看護休暇・介護休暇を取得できるよう、育児介護休業法施行規則等が改正され、令和3年1月1日から看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります。

（時間単位での取得を行うためには各事業所での就業規則の変更が必要となります。）

	従来取り扱い	令和3年1月以降
取得できる最小単位	半日単位	時間単位
最小単位の時間で取得できる労働者	1日の所定労働時間が4時間を超える労働者	所定労働時間に拘らず全ての労働者

子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得に関するQ&A

- Q1.就業時間の途中から看護・介護休暇を取得し、就業時間中に再度戻ること（『中抜け』）を既に認めている場合、改正後のルール通り、始業・終業から連続した時間のみを取得可能（＝『中抜け』を認めない）とする必要があるか？
- A1.既に「中抜け」での看護・介護休暇取得を認めている場合には、法を上回る取扱いであるため、改正後認めない制度に変更する必要はありません。もし変更する場合には、労働者にとっての不利益変更になりますので、労使間での合意が必要となります。
- Q2.労使協定等で定めれば、2時間などの単位での取得をさせてもよいのか？
- A2.あくまで1時間単位からの取得となるので、労使協定等で定めて2時間単位からしか取得を認めない、とするような取扱いは認められません。
- Q3.休暇管理年度の途中で所定労働時間が変わった場合、時間単位で取得可能な分（1日単位に満たない分）はどのように処理すればよいのか？
- A3.下記例の通り、時間単位分は【（新所定労働時間÷旧所定労働時間）×時間数】として比例変更されます。この際に1時間未満の端数が出た場合、労働者の不利にならないよう1時間単位に切り上げた取扱いが必要になります。

【例】

介護休暇が3日と3時間分残っている方で、一日の所定労働時間が8時間⇒5時間へ短縮となった場合

《変更前》3日分（8時間×3日）と3時間

《変更後》3日分（5時間×3日）と2時間（ $5/8 \times 3 \text{時間} = 1.875 \text{時間}$ 、端数切り上げ）

《被扶養者状況リストの提出をお願い致します【令和2年11月末まで】》

現在、協会けんぽでは各事業所宛に『被扶養者状況リスト』を発送しております。

令和2年9月11日時点で被扶養者となっている方が確認対象ですが、令和2年4月1日以降に扶養追加を行った方・4月1日時点で18歳未満の方は対象除外となります。

被扶養者状況の資料添付等、昨年までのリスト提出と異なる点がありますので、下記の通りお知らせさせていただきます。下記に該当する場合、記入後の被扶養者状況リスト・被扶養者現況申立書と必要書類を同封し、返信用封筒にて協会けんぽへご提出ください。

①被保険者と被扶養者が別居している場合

⇒預金通帳の写し・現金書留控の写し等、仕送り事実と金額の確認出来る書類

※学生の場合は省略可、被扶養者現況申立書の職業欄に「大学〇年生」等の記載が必要

②被扶養者が海外在住者であり、海外特例要件に該当する場合⇒特例要件の確認書類も併せて提出

上記につきまして、ご不明点・ご質問等ございましたらお気軽にご連絡ください。